

○総務省令第三十四号

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百三十二号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣 新藤 義孝

地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の十第二項中「火災共済協同組合、火災共済協同組合連合会」を「中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第三項に規定する火災等共済組合、同項に規定する火災等共済組

合連合会」に改める。

第一条の十一を次のように改める。

第一条の十一 削除

第三条第一項の表(四)の項中「第九条の七第二十七項」を「第九条の七第二十九項」に改める。

第三条の二の見出し中「第九条の七第四項及び第二十六項」を「第九条の七第六項及び第二十八項」に改め、同条第一項中「第九条の七第四項及び第二十六項に規定する総務省令」を「第九条の七第六項及び第二十八項に規定する総務省令」に改め、同項第一号イ中「第九条の七第四項及び第二十六項」を「第九条の七第六項及び第二十八項」に改め、同号ロ中「十七・三分の五」を「十二・九分の三・二」に改め、同項第二号中「第九条の七第四項及び第二十六項」を「第九条の七第六項及び第二十八項」に改め、同条第二項中「第九条の七第十三項」を「第九条の七第十五項」に改め、同項第一号中「第九条の七第六項」を「第九条の七第八項」に、「本条」を「この条」に改め、同項第二号中「第九条の七第六項」を「第九条の七第八項」に、「本条」を「この条」に、「本号」を「この号」に改め、同項第四号中「第九条の七第六項」を「第九条の七第八項」に、「同条第八項各号」を「同条第十項各号」に改め、同項第五号中「

第九条の七第六項」を「第九条の七第八項」に、「同条第八項各号」を「同条第十項各号」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「第九条の七第二十三項」を「第九条の七第二十五項」に改め、同項第一号中「第九条の七第十八項」を「第九条の七第二十項」に、「同条第十七項」を「同条第十九項」に、「本号」を「この号」に改め、同項第四号中「第九条の七第十八項」を「第九条の七第二十項」に、「同条第二十項各号」を「同条第二十二項各号」に、「同条第十七項」を「同条第十九項」に改める。

第三条の四第二項第二号中「及び」の下に「同項第三号に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに」を加える。

第三条の四の二第一項第三号中「いう。」の下に「及び次号に規定する地方法人税額」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第一号の申立てに係る地方法人税額（租税特別措置法第六十六条の四第十七項第三号に掲げる更正決定に係る地方法人税額をいう。第三項及び第三条の四の四において同じ。）

第三条の四の二第三項第三号中「いう。」の下に「及び次号に規定する地方法人税額」を加え、同項

第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第一号の申立てに係る地方法人税額

第三条の四の三第二項第二号中「及び」の下に「同項第三号に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに」を加える。

第三条の四の四第一項第四号中「いう。」の下に「及び次号に規定する地方法人税額」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第一号の申立てに係る地方法人税額

第三条の四の四第三項第四号中「いう。」の下に「及び次号に規定する地方法人税額」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第一号の申立てに係る地方法人税額

第六条の五の次に次の一条を加える。

（法第七十二条の四十九の六第四項の場合）

第六条の六 法第七十二条の四十九の六第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則（

昭和二十六年大蔵省令第五十五号)第十五条の税務代理権限証書に、法第七十二条の四十九の六第一項に規定する納税義務者への調査の通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

第七条の二の二を削り、第七条の二の三を第七条の二の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(法第七十二条の六十三の二第四項の場合)

第七条の二の三 法第七十二条の六十三の二第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証書に、法第七十二条の六十三の二第一項に規定する納税義務者への調査の通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

第七条の三の三第一項中「小規模住居型児童養育事業」の下に「、病児保育事業、子育て援助活動支援事業」を加える。

第七条の六を削る。

第七条の七の見出し中「第三十七条の十八第一号の区分等」を「第三十七条の十八第三項第一号の構造等」に改め、同条第一項中「第三十七条の十八第一号」を「第三十七条の十八第三項第一号」に、「区分

」を「構造」に改め、同条第二項中「第三十七条の十八第三号」を「第三十七条の十八第三項第三号」に、「同号に掲げる」を「同条第二項の」に改め、同条を第七条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第七十三条の二十七の二第一項の証明を受ける方法）

第七条の七 法第七十三条の二十七の二第一項に規定する総務省令で定める証明を受ける方法は、同項の規定の適用を受けるべき住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令第三十七条の十八第二項の基準に適合する旨を証する書類を、法第七十三条の二十七の二第一項に規定する当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、同項の規定の適用があるべき旨の申告をした道府県知事に提出する方法とする。

第八条の五十三の次に次の一条を加える。

（法第四百四十四条の三十八の二第四項の場合）

第八条の五十三の二 法第四百四十四条の三十八の二第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証書に、法第四百四十四条の三十八の二第一項に規定する元売業者等への調査の通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

第十条第一項の表(ハ)の項中「第四十八条の十三第二十八項」を「第四十八条の十三第三十項」に改める。

第十条の二第一項の表(四)の項中「第五十七条の二第一項」を「第五十七条の二」に、「第四十八条の十三第二十八項」を「第四十八条の十三第三十項」に改める。

第十条の二の四の見出し及び同条第一項中「第四十八条の十三第五項及び第二十七項」を「第四十八条の十三第七項及び第二十九項」に改め、同条第二項中「第四十八条の十三第十四項」を「第四十八条の十三第十六項」に改め、同項第一号中「第四十八条の十三第七項」を「第四十八条の十三第九項」に、「本号」を「この号」に改め、同項第二号中「第四十八条の十三第七項」を「第四十八条の十三第九項」に、「本条」を「この条」に、「本号」を「この号」に改め、同項第四号中「第四十八条の十三第七項」を「第四十八条の十三第九項」に、「同条第九項各号」を「同条第十一項各号」に改め、同項第五号中「第四十八条の十三第七項」を「第四十八条の十三第九項」に、「同条第九項各号」を「同条第十一項各号」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同条第三項中「第四十八条の十三第二十四項」を「第四十八条の十三第二十六項」に改め、同項第一号中「第四十八条の十三第十九項」を「第四十八条の十三第二十二項」に、「同条第十八項」を「同条第二十項」に、「本号」を「この号」に改め、同項第四号中「第四

十八条の十三第十九項」を「第四十八条の十三第二十一項」に、「同条第二十一項各号」を「同条第二十三項各号」に、「同条第十八項」を「同条第二十項」に改める。

第十条の二の六第二項第二号及び第十条の二の七第二項第二号中「及び」の下に「同項第三号に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに」を加える。

第十条の七の三第六項第一号中「医療法」の下に「（昭和二十三年法律第二百五号）」を加え、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項の次に次の二項を加える。

14 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する病児保育事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室、詰所その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

15 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する子育て援助活動支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、専ら児童福祉法第六条の三第十四項に規定する連絡及び調整等の用に供する固定資産とする。

第十条の九を削る。

第十条の八の三（見出しを含む。）中「第五十一条の二の四第三号」を「第五十一条の三第三号」に改

め、同条を第十条の九とする。

第十一条第三項第三号中「(昭和二十四年法律第百八十一号)」を削る。

第十二条の四第四号中「選任された者」の下に「及び同法第百二十六条の五第一項の規定による特定管理を命ずる処分があつた場合における預金保険機構」を加える。

第十五条の六の二を第十五条の六の三とし、第十五条の六の次に次の一条を加える。

(法第百九十六条の二第四項の場合)

第十五条の六の二 法第百九十六条の二第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則

第十五条の税務代理権限証書に、法第百九十六条の二第一項に規定する納税義務者への調査の通知は

同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

第十六条の四の五の次に次の一条を加える。

(法第百八十六条第一項の総務省令で定めるもの)

第十六条の四の六 法第百八十六条第一項に規定する総務省令で定めるものは、地方独立行政法人法(

平成十五年法律第百十八号)第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人及びそれ以外の地方独立行

政法人であつて同法第二十一条の規定に基づき病院事業を行うものうち、地方公共団体から病院の譲渡を受けて医療法第七条第一項に規定する許可を受けたものとする。

第二十四条の七第一号中「厚生年金基金、企業年金連合会」を「確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）に規定する企業年金連合会」に改める。

附則第三条の二の七第二項第三号口中「厚生年金基金、企業年金連合会又は企業年金基金」を「企業年金基金又は確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会」に、「すべて」を「全て」に改める。

附則第三条の二の十六中「高齢者等居住安定化推進事業」を「スマートウェルネス住宅等推進事業」に改める。

附則第四条第三項中「第二十三条の七第五項、第十五項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十五項、第三十二項、第三十四項、第三十六項、第三十七項及び第三十九項」を「第二十三条の七第六項、第十六項、第十七項、第十九項、第二十項、第二十八項、第三十五項、第三十七項、第三十九項、第四十項及び第四十二項」に、「及び第十八項」を「及び第十九項」に、「第四十条の六第十二項、第二十項、第二十三項、第二十四項、第五十二項、第五十八項及び第五十九項」を「第四十条の六第十四項、第二十二項

、第二十五項、第二十六項、第五十八項、第六十四項及び第六十五項」に、「第二十三条の七第五項、第十五項、第十六項、第十八項、第十九項及び第三十九項」を「第二十三条の七第六項、第十六項、第十七項、第十九項、第二十項及び第四十二項」に改め、同条第五項第二号中「第七十条の四第十七項」を「第七十条の四第十八項」に改め、同項第四号中「第四十条の六第三十八項」を「第四十条の六第四十四項」に改め、同条第六項中「第四十条の六第六十一項第二号」を「第四十条の六第六十七項第二号」に改め、同条第七項第二号中「第七十条の四第十七項」を「第七十条の四第十八項」に改め、同項第三号イ(1)中「第二十三条の七第九項第一号」を「第二十三条の七第十項第一号」に、「第四十条の六第十三項第三号」を「第四十条の六第十五項第三号」に改め、同号イ(2)中「第二十三条の七第九項第二号」を「第二十三条の七第十項第二号」に改め、同号イ(3)中「第二十三条の七第九項第三号」を「第二十三条の七第十項第三号」に改め、同号ロ中「第二十三条の七第九項第二号」を「第二十三条の七第十項第二号」に改め、同条第八項中「第二十三条の七第二十四項」を「第二十三条の七第二十七項」に改め、同条第九項中「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に改め、同条第十二項中「第七十条の四第三十五項」を「第七十条の四第三十六項」に改め、同条第十三項中「第七十条の四第三十六項」を「第七十条の四第

三十七項」に改め、同条第十四項第三号中「第七十条の四第二十九項及び第三十項」を「第七十条の四第三十項及び第三十一項」に改め、同項第五号中「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に改め、同条第十六項中「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に改める。

附則第四条の四第九項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律（）」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（）」に、「定められる製造事業者等」を「定められるエネルギー消費機器等製造事業者等」に改め、同項第一号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に、「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に改め、同項第二号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に、「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を「貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に改める。

附則第四条の六第十項中「第十五条第八項」を「第十五条第七項」に、「第九十三条第九項」を「第九十三条第八項」に改め、同条第十二項第一号ハ中「エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一

号」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イ」に改め、同号へ及び同条第十三項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改める。

附則第五条の二の見出し中「附則第十二条の三第三項第二号イ」を「附則第十二条の三第四項第二号」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

法附則第十二条の三第四項第二号に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次号及び次項において同じ。）が三・五トン以下の自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び

第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第二十八条第百三十三項の基準

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 細目告示第四十一条第一項第九号の基準

2 法附則第十二条の三第四項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

附則第五条の二第三項及び第四項を削り、同条第五項中「附則第十二条の三第三項第三号」を「附則第

十二条の三第四項第三号」に、「備えている自動車」を「備えている電力併用自動車」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「附則第十二条の三第三項第四号に規定するエネルギーの使用の合理化に関する法律」を「附則第十二条の三第四項第四号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「定められる製造事業者等」を「定められるエネルギー消費機器等製造事業者等」に、「エネルギー消費効率と」を「エネルギー消費効率（同法第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）と」に改め、同項第一号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に、「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に改め、同項第二号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に、「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を「貨物自動車エネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「附則第十二条の三第三項第四号」を「附則第十二条の三第四項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第八項から第十項までを削り、同条第十一項中「超えないも

の」を「超えない自動車」に改め、同項第一号中「実施要領」を「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（以下この条において「実施要領」という。）」に、「次項」を「以下この条」に改め、同項第二号中「第七項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十二項中「超えないもの」を「超えない自動車」に改め、同項第二号中「第七項第一号」を「第五項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の四項を加える。

8 法附則第十二条の三第六項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、第二項各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

9 法附則第十二条の三第六項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容量の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 平成二十七年燃費基準達成レベルが百二十以上で、かつ、実施要領第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベルであること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車かつ平成三十二年燃費基準達成車であること

が記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第五項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

10 法附則第十二条の三第六項第五号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

11 法附則第十二条の三第七項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、第六項各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

附則第五条の二第十三項中「附則第十二条の三第六項」を「附則第十二条の三第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「附則第十二条の三第六項」を「附則第十二条の三第八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「附則第十二条の三第六項」を「附則第十二条の三第八項」に

、「第十一項第一号」を「第六項第一号」に、「第十二項第一号」を「第七項第一号」に、「次項」を「以下この条」に改め、同項を同条第十四項とする。

附則第六条第十項中「第十六条の六第五項に規定する機械その他の設備」を「活性炭利用吸着式指定物質処理装置（大気汚染防止法附則第九項に規定する指定物質を活性炭に吸着させて処理する装置をいい、当該装置と一体となつて設置され、かつ、不可分の状態にあるドライクリーニング装置の部分を含む。）」に改め、同条第十七項中「附則第十五条第三項」を「附則第十五条第三項第一号」に改め、同条中第十二項から第二十四項までを削り、第二十一項を第二十三項とし、第十八項から第二十項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十七項の次に次の二項を加える。

18 法附則第十五条第三項第二号に規定する特に地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において特に地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が三分の二以上である航空機のうち、その最大離陸重量が五十トン未満のものとする。

19 法附則第十五条第三項第二号イに規定する総務省令で定める小型の航空機は、その最大離陸重量が三

十トン未満の航空機とする。

附則第六条第二十五項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第八項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「附則第十一条第十項第一号」を「附則第十一条第十項第一号」に改め、同項第一号中「購入により取得した」を「購入した」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十四項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「附則第十一条第十六項」を「附則第十一条第十五項」に改め、

同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「附則第十一条第十八項第二号」を「附則第十一条第十七項第二号」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項中「附則第十一条第十八項第三号」を「附則第十一条第十七項第三号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「附則第十条第十九項」を「附則第十一条第十八項」に、「家屋及び償却資産」を「都市の居住者の利便の向上に資する施設」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十一項中「附則第十一条第二十一項」を「附則第十一条第二十項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十二項中「附則第十一条第二十一項」を「附則第十一条第二十項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項中「附則第十一条第二十八項」を「附則第十一条第二十六項」に改め、同項を同条第四十

五項とし、同条第四十七項を削り、同条第四十八項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、「規定する表示」の下に「（同令様式第八の二の備考(1)に規定する主務大臣が告示で定める年として「二〇一四年」が表示されたものに限る。）」を加え、同項を同条第四十六項とし、同条第四十九項及び第五十項を削り、同条第五十一項中「附則第十一条第三十二項」を「附則第十一条第二十八項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第五十二項中「附則第十一条第三十三項」を「附則第十一条第二十九項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十三項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十四項中「附則第十一条第三十四項」を「附則第十一条第三十項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十五項中「附則第十一条第三十五項」を「附則第十一条第三十一項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十六項中「附則第十一条第三十六項第二号」を「附則第十一条第三十二項第二号」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十七項中「附則第十一条第三十七項」を「附則第十一条第三十三項」に、「同条第三十六項第一号」を「同条第三十二項第一号」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十八項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十九項中「

附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第六十項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第六十一項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第六十二項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条に次の八項を加える。

59 法附則第十五条第三十六項に規定する災害時における放送法第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送による同法第百八条の放送の確実な実施に著しく資するものとして総務省令で定めるものは、放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第八十六条の二第一項の規定により同法第百八条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて総務大臣の確認を受けた同項に規定する基幹放送局設備整備計画（同令第八十六条の二第三項の規定による変更の確認があつたときは、変更後のもの）又は同令第百一条の二第一項の規定により同法第百八条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて総務大臣の確認を受けた同項に規定する基幹放送局設備整備計画（同令第百一条の二第三項の規定による変更の確認があつたときは、変更後のもの）に基づき取得された

もの（電源設備にあつては、可搬型のものを除く。）とする。

60 法附則第十五条第三十七項に規定する地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものは、防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機とする。

61 法附則第十五条第三十八項に規定する機器は、次に掲げる機器とする。

一 冷蔵陳列棚又は冷凍陳列棚（陳列棚（品温を摂氏十度以下に保つ機構を有するものに限る。）及び専用の冷蔵機若しくは冷凍機（定格出力が一・五キロワット以上のものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのもの又は当該冷蔵機若しくは冷凍機を内蔵した当該陳列棚に限るものとし、これらと同時に設置する専用の冷却塔、ポンプ又は配管を含む。）

二 倉庫用冷蔵装置又は冷凍装置（倉庫内の温度を摂氏十度以下に保つ冷蔵又は冷凍能力を有する冷蔵装置又は冷凍装置に限るものとし、これらと同時に設置する専用の送風装置を含む。）

62 法附則第十五条第三十九項に規定する医療に関する研究開発を実施する事業であつて、基礎的なものその他の収益性の低いものとして総務省令で定めるものは、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第

百七号) 第二条第二項に規定する特定事業で国家戦略特別区域法施行規則(平成二十六年内閣府令第二十号)第一条第二号に掲げる事業(同号イに掲げるものにあつては、製造に係るものを除く。)であつて、科学技術基本法(平成七年法律第百三十号)第九条第二項第一号に規定する研究開発のうち基礎研究又は応用研究(収益を生ずるまでに長期間を要するものに限る。)に該当するものとして国家戦略特別区域法第十一条第一項に規定する認定区域計画に記載されたものとする。

63 法附則第十五条第三十九項に規定する総務省令で定める計画は、同項に規定する実施主体の国家戦略特別区域法施行規則第三条第二項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第一項の事業実施計画(同条第三項において準用する同条第二項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの)とする。

64 政令附則第十一条第三十六項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置並びに器具及び備品(以下この項において「機械装置等」という。)の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入した機械装置等 次に掲げる金額の合計額

イ 当該機械装置等の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該機械装置等の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該機械装置等を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した機械装置等 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時ににおける当該機械装置等の取得のために通常要する価額

ロ 当該機械装置等を事業の用に供するために直接要した費用の額

65 政令附則第十一条第三十六項に規定する総務省令で定めるものは、専ら研究開発に関する事業の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第六の上欄に掲げる器具及び備品（同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

66 政令附則第十一条第三十七項に規定する都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一 緑化施設

二 通路（次に掲げる施設のいずれかと連絡するものであること、何らの制限なしに通行できること及び構造上他の施設と区分されているものであることについて国土交通大臣の証明を受けたものに限る。

）

イ 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設

ロ 公園、緑地、広場その他の公共空地

附則第七条第一項中「並びに同条第四十一項」を「、同条第四十一項」に改め、「熱損失改修専有部分の床面積に対する割合」の下に「並びに同条第四十二項及び第四十三項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合」を加え、同条第五項中「高齢者等居住安定化推進事業」を「スマートウェルネス住宅等推進事業」に改め、同条第十一項の表政令附則第十二条第二十五項

第三号の項中「次項」を「以下この条」に改め、同表に次のように加える。

<p>政令附則第十二 条第四十二項第 一号ハ</p>	<p>一の独立区画部 分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分 の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合 により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第十二 条第四十二項第 二号ロ</p>	<p>居住用専有部分 の床面積</p> <p>人の居住の用に 供する部分の床 面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分 の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の 床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算 入する。</p>
<p>政令附則第十二 条第四十二項第</p>	<p>居住用専有部分 の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分 の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割</p>

二号ハ		合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
	人の居住の用に供する部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二 条第四十三項第 一号ハ	一の独立区画部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二 条第四十三項第	居住用専有部分 の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割

二号ロ	人の居住の用に供する部分の床面積	合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二 条第四十三項第 二号ハ	居住用専有部分 の床面積 人の居住の用に 供する部分の床 面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
居住専有独立部		共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分

	分の床面積	の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
--	-------	--

附則第七条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11 法附則第十五条の十第一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、耐震対策緊急促進事業のうち耐震改修を行う事業に係る補助とする。

12 法附則第十五条の十第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第二十四項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた家屋につき法附則第十五条の十第一項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた家屋とする。

附則第八条の四を削り、附則第八条の三の四を附則第八条の四とし、附則第八条の三の三の次に次の一条を加える。

(法附則第三十条第一項の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等)

第八条の三の四 法附則第三十条第一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽

自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる軽自動車で当該軽自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条において「自動車検査証」という。）に当該軽自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

2 法附則第三十条第一項に規定する専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、当該燃料による走行が可能となるよう内燃機関に着火性、耐腐食性等を高めるための所要の改良を施した軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車の主燃料がメタノールであることが記載されているものとする。

3 法附則第三十条第一項に規定するメタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものは、温度十五度かつ千十三ヘクトパスカルの気圧において、当該燃料に混合されたメタノールの容積を当該燃料に混合されたメタノール以外のものの容積で除して得た数値が四以上となるものとする。

4 法附則第三十条第一項に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とす

る。

5 法附則第三十条第一項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する軽自動車で総務省令で定めるものは、当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車がハイブリッド自動車であることが記載されている軽自動車とする。

附則第二十二條第一項中「法附則第四十一條第三項に規定する特定一般社団法人又は特定一般財団法人」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十條第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて同法第六條第一項の登記をしていないもの（次項においてそれぞれ「特定一般社団法人」又は「特定一般財団法人」という。）」に改め、同條第二項中「法附則第四十一條第三項に規定する」を削り、「同條第一項」を「法附則第四十一條第一項」に改める。

第十六号の九様式を次のように改める。

第十六号の九様式 挿入

第二十五号様式記載要領 1 中「、附則第15条の3又は第39条」を「又は附則第15条の3」に改める。

第二十五号の二様式記載要領6中「第15条の9」を「第15条の10」に改める。

第二十五号の三様式（裏面）2中「**附則第15条の3**又は**附則第16条の2**」を「又は**附則第15条の3**」に改める。

第三十三号の四様式を次のように改める。

第三十三号の四様式 挿入

第四十八号の五様式の見出し、第四十八号の六様式の見出し及び第四十八号の九様式の見出し中「**附則第八条の三の四**」を「**附則第八条の四**」に改める。

（航空機燃料譲与税法施行規則の一部改正）

第二条 航空機燃料譲与税法施行規則（昭和四十七年自治省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「**あん分**」を「**按分**」に改め、同条第一項中「**あん分した額**（以下）を「**按分した額**」（「」に、「**着陸料収入あん分額**」を「**着陸料収入按分額**」に、「**あん分した額と**」を「**按分した額と**」に改め、同条第二項中「**あん分した**」を「**按分した**」に、「**着陸料収入あん分額**」を「**着陸料収入按分額**」に改める。

第二条第一項中「七十五」を「六十二デシベル」に改め、同項の算式を次のように改める。

算式

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,dj}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,dk}+10}{10}} \right) \right\}$$

第二条第一項の算式の符号を次のように改める。

算式の符号

この算式において、 $L_{AE,di}$ 、 $L_{AE,dj}$ 、 $L_{AE,dk}$ 、 T_0 及び T の意義は、それぞれ次のとおりとする。

$L_{AE,di}$ 当該空港において離陸し、又は着陸する航空機により一日の間に単発的に発生する騒音（以下この項において「単発騒音」という。）のうち午前七時を過ぎ午後七時に至るまでの間における i 番目のものの単発騒音暴露レベル（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格Z八七三一で定める算式により得た単発騒音暴露レベルをいう。以下この項において同じ。）

$L_{AE,dj}$ 単発騒音のうち午後七時を過ぎ午後十時に至るまでの間における j 番目のものの単発騒音暴露レベル

$L_{AE, nk}$ 単発騒音のうち午前零時を過ぎ午前七時に至るまで及び午後十時を過ぎ午後十二時に至るまでの間における k 番目のものの単発騒音暴露レベル

T。 規準化時間（秒）とし、一

T 一日の時間（秒）とし、八六、四〇〇

第二条第二項中「の数値」を「に規定する $L_{AE, di}$ 、 $L_{AE, ej}$ 及び $L_{AE, nk}$ の値」に、「を使用する航空機に係る飛行回数、機種等航空機の航行に関する条件について」を「において離陸し、又は着陸する航空機の型式、飛行回数、飛行時刻その他の事項に関し」に、「標準的なもの」を「標準的な条件」に改める。

第四条第五項の表中「七十五以上八十未満」を「六十二デシベル以上六十六デシベル未満」に、「八十以上八十五未満」を「六十六デシベル以上七十デシベル未満」に、「八十五以上九十未満」を「七十デシベル以上七十三デシベル未満」に、「九十以上九十五未満」を「七十三デシベル以上七十六デシベル未満」に、「九十五以上」を「七十六デシベル以上」に改める。

第六条第一項の算式中「 ω_1 」及び「 ω_2 」を「 ω_1 」に改め、同条第二項中「前項の加算すべき」を「同項の加算すべき」に、「あん分し」を「按分し」に、「又は前項」を「又は同項」に改める。

別表第一中「五・〇」を「一〇・〇」に改める。

別表第四中「〇・二」を「〇・一」に、「五・〇」を「一〇・〇」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行規則第六条の五の次に一条を加える改正規定、同令第七条の二の二を削り、同令第七条の二の三を同令第七条の二の二とし、同条の次に一条を加える改正規定、同令第八条の五十三の次に一条を加える改正規定及び同令第十五条の六の二を同令第十五条の六の三とし、同令第十五条の六の次に一条を加える改正規定 平成二十六年七月一日

二 第一条中地方税法施行規則第三条第一項の表(四)の項、第三条の二、第三条の四第二項第二号、第三条の四の二、第三条の四の三第二項第二号、第三条の四の四、第十条第一項の表(八)の項、第十条の二第一項の表(四)の項、第十条の二の四、第十条の二の六第二項第二号及び第十条の二の七第二項第二号の改正

規定並びに附則第九条中総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律
施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法施行令の項の改正規定 平成二十六年十月一
日

三 第一条中地方税法施行規則附則第八条の四を削り、同令附則第八条の三の四を同令附則第八条の四と
し、同令附則第八条の三の三の次に一条を加える改正規定並びに同令第四十八号の五様式、第四十八号
の六様式及び第四十八号の九様式の改正規定 平成二十八年四月一日

四 第一条中地方税法施行規則附則第六条に八項を加える改正規定（同条第六十二項から第六十五項まで
に係る部分に限る。） 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）附則第一条第一号に掲げる
規定の施行の日又はこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日

五 第一条中地方税法施行規則附則第六条に八項を加える改正規定（同条第六十六項に係る部分に限る。）

） 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行の日

六 第一条中地方税法施行規則第七条の三の三第一項の改正規定及び第十条の七の三の改正規定（同条第
六項第一号に係る部分を除く。）並びに附則第四条第一項の規定 子ども・子育て支援法（平成二十四

年法律第六十五号)の施行の日

(個人の道府県民税に係る経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則(以下「新規則」という。)第一条の十第二項の規定は、施行日以後に地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第七条の四の二第二項第二号口に掲げる利子の支払の取次ぎをする金融機関について適用し、施行日前に同号口に掲げる利子の支払の取次ぎをする金融機関については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

第三条 新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定は、平成二十六年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百三十二号)による改正後の地方税法施行令第三十五条の十七及び附則第六条の十一に規定する徴収取扱費算定期間をいう。以下この条において同じ。)とする徴収取扱費(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十九号。以下この条において「地方税法等改正法」という。))第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二

百二十六号)第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。)の支払から適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、新規則第七条の二の八第一項中「政令第三十五条の七第一項」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百三十二号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。)附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項」と、新規則附則第三条の二の三第一項中「政令附則第六条の十一第一項」とあるのは「改正令附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項」とする。

2 平成二十六年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、新規則第七条の二の八第一項中「徴収取扱費基礎額(政令第三十五条の十七第一項に規定する」とあるのは「平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百三十二号。以下この項及び附則第三

条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する平成二十六年四月及び五月の」と、新規則附則第三条の二の三第一項中「徴収取扱費基礎額（政令附則第六条の十一第一項に規定する」とあるのは「平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する平成二十六年四月及び五月の」とする。

3 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十六年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八及び同項後段の規定により読み替えて適用される新規則附則第三条の二の三の規定の適用については、同項後段の規定により読

み替えて適用される新規則第七条の二の八第一項中「徴収取扱費基礎額（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百三十二号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する」とあるのは「平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百三十二号。以下この項及び附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第四条第三項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第四条第三項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項に規定する平成二十六年四月及び五月の」と、第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則附則第三条の二の三第一項中「徴収取扱費基礎額（改正令附則第四条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する」とあるのは「平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第四条第三項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額をいう。）及び平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基礎額（改正令附則第四条第三項の規定により読み替えて適用さ

れる政令附則第六条の十一第一項に規定する平成二十六年四月及び五月の」とする。

4 平成二十六年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、新規則第七条の二の八第一項中「政令第三十五条の十七第一項」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十二号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第四条第四項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項」と、新規則附則第三条の二の三第一項中「政令附則第六条の十一第一項」とあるのは「改正令附則第四条第四項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項」とする。

5 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十六年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八及び同項後段の規定により読み替えて適用される新規則附則第三条の二の三の規定の適用については、これらの規定中「附則第四条第一項後段」とあるのは、「附則第四条第五項」とする。

6 平成二十六年九月から十一月までの期間及び同年十二月から平成二十七年二月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、新規則第七条の二の八第一項中「政令第三十五条の十七第一項」とあるのは「地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百三十二号。附則第三条の二の三第一項において「改正令」という。）附則第四条第六項の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七第一項」と、新規則附則第三条の二の三第一項中「政令附則第六条の十一第一項」とあるのは「改正令附則第四条第六項の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項」とする。

7 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十六年九月から十一月までの期間及び同年十二月から平成二十七年二月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八及び同項後段の規定により読み替えて適用される新規則附則第三条の二の三の規定の適用については、これらの規定中「附則第四条第一項後段」とあるのは、「附則第四条第六項」とする。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 新規則第七条の三の三第一項の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

2 新規則附則第三条の二の十六の規定は、施行日以後に同条に規定する政府の補助を受けて新築される貸家住宅に対して課すべき不動産取得税について適用し、この省令による改正前の地方税法施行規則（附則第六条第一項及び第二項において「旧規則」という。）附則第三条の二の十六に規定する政府の補助を受けて新築された貸家住宅に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第五条 新規則第十六号の九様式は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第六条 新規則附則第六条第十項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する施設に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第十項に規定する施設に対して課す

る固定資産税については、なお従前の例による。

2 新規則附則第七条第五項の規定は、施行日以後に同項に規定する政府の補助を受けて新築される貸家住宅に対して課すべき平成二十七年分以後の年度分の固定資産税について適用し、旧規則附則第七条第五項に規定する政府の補助を受けて新築された貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 市町村は、平成二十六年分の固定資産税に限り、地方税法第三百四十一条第十二号及び第十三号に規定する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の様式については、新規則第二十五号様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

4 市町村は、平成二十六年分の固定資産税に限り、地方税法第三百六十四条第三項に規定する課税明細書の様式については、新規則第二十五号の二様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

5 市町村は、平成二十六年分の固定資産税に限り、地方税法第三百六十四条第七項（同法第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による納税通知書の様式については、新規則第二十五号の三様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(事業所税に関する経過措置)

第七条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金に対する新規則第二十四条の七第一号の規定の適用については、同号中「消費生活協同組合連合会」とあるのは、「消費生活協同組合連合会、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金」とする。

2 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三条第十三号に規定する存続連合会に対する新規則第二十四条の七第一号の規定の適用については、同号中「消費生活協同組合連合会」とあるのは、「消費生活協同組合連合会、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会」とする。

(航空機燃料譲与税法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第八条 平成二十六年度における航空機燃料譲与税法第二条第三項本文に規定する世帯数は、同年度にお

る第二条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法施行規則（第三項及び第四項において「新譲与税法施行規則」という。）第四条又は附則第二項の規定による補正をした後の世帯数（次項において「新補正世帯数」という。）に三分の一を乗じて得た数と平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度における第二条の規定による改正前の航空機燃料譲与税法施行規則第四条又は附則第二項の規定による補正をした後の世帯数を合算して得た数に三分の一を乗じて得た数（次項において「平成二十三年度から平成二十五年年度までの平均補正世帯数」という。）に三分の二を乗じて得た数とを合算して得た数とする。

2 平成二十七年における航空機燃料譲与税法第二条第三項本文に規定する世帯数は、同年度における新補正世帯数に三分の二を乗じて得た数と平成二十三年度から平成二十五年年度までの平均補正世帯数に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とする。

3 平成二十六年に譲与した航空機燃料譲与税の額の算定に錯誤があった場合における新譲与税法施行規則第六条の規定の適用については、同条第一項の算式中「 $\frac{1}{2} \frac{Ax}{B+C}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{2} \frac{Ax}{B+C}$ 」と、

「 $\frac{1}{2} \frac{E}{D+E}$ 」とあるのは「 $\frac{11}{18} \frac{Ax}{D+E}$ 」とする。

4 平成二十七年に譲与した航空機燃料譲与税の額の算定に錯誤があった場合における新譲与税法施行規則第六条の規定の適用については、同条第一項の算式中「 $\frac{1}{2} \frac{-Ax}{B+C} \frac{E}{D+E}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{2} \frac{-Ax}{B+C} \frac{4}{9} \frac{-Ax}{D+E}$ 」と、
「 $\frac{1}{2} \frac{-Ax}{D+E} \frac{5}{9} \frac{-Ax}{D+E}$ 」とする。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の項中「第十五条の九第二項、第六項及び第十一項」の下に「第十五条の十第二項」を加える。

別表地方税法施行令の項中「第九条の七第十三項、第二十三項及び第二十七項」を「第九条の七第十五項、第二十五項及び第二十九項」に、「第四十八条の十三第十四項及び第二十四項並びに第四十八条の十三第二十八項」を「第四十八条の十三第十六項、第二十六項及び第三十項」に、「第五十七条の二第一項」を「第五十七条の二」に改める。